

## 水戸市防犯監視等 AI カメラ導入業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

本市の大工町を中心とする繁華街エリアにおいては、一部の店舗による客引き行為が常態化するなど、体感治安が悪化し、市民等が訪れにくくなっている。そのため、当エリアにおいて、AI と高機能カメラを活用し、客引きと疑われる行為等を検知した場合に注意喚起音声を流すとともに、警察にデータ提供を行い、連携して指導を実施し、客引き行為の抑制を図る。

あわせて、混雑状況を把握・可視化し、市民等がスマートフォンやパソコンで確認できるようにすることで、安心して訪れ、飲食等を楽しむことのできる繁華街の実現を目的とする。

そのため、本市の取組に適した機器の導入について、広く提案を受け、最も適した事業内容と候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

### 2 業務の概要

#### (1) 名称

水戸市防犯監視等 AI カメラ導入業務委託

#### (2) 業務内容

水戸市防犯監視等 AI カメラ導入業務委託仕様書のとおり

#### (3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

運用期間 令和 7 年 12 月 1 日から

※ただし、令和 8 年 2 月 27 日までを試用期間とし、本運用と同等の機能を有するテスト環境（AI 学習のためのデータ蓄積前の状態）を利用できること。

※次年度以降については、翌年度の予算の成立を条件として、複数年（5 年を想定）利用契約を別途締結する。なお、契約金額は、「【様式 5 - 2】費用見積明細書」における月額利用料等を基準とする。

#### (4) 委託場所

水戸市大工町 1 丁目外地内

#### (5) 委託料上限額

10,206,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

見積り範囲は以下のとおり

- ・システム構築等に係る費用（イニシャルコスト）
- ・委託期間終了日までのシステム使用料、保守費用等（ランニングコスト）

※試用期間のテスト環境の使用料等はランニングコストに含むこと。

#### (6) 事業者募集に関する留意事項

本委託は、内閣府が所管する「デジタル田園都市国家構想交付金」の交付制度の活用を前提として事業者の募集を行うものであり、何らかの事情により十分な補助金の交付が受けられない場合は、事業者募集を取り下げることがある。なお、その際に事業者募集で発生した一切の費用については、事業者の負担とする。

※参考 URL

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/kouhukin/index.html>

### 3 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 自己又は自社の役員や連携企業等が、次のいずれにも該当する者でなく、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して、資金の提供や便宜の供与等を行い、暴力団の維持運営に協力又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### 4 スケジュール

項目	日程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和7年6月16日（月曜日）
質疑書の受付期限	令和7年6月24日（火曜日）
質疑書に対する回答期限	令和7年7月3日（木曜日）
参加申込書提出期限	令和7年7月10日（木曜日）※必着
参加資格確認通知	令和7年7月11日（金曜日）※電子メールで通知

企画提案書等提出期限	令和7年7月25日（金曜日）※必着
企画提案書審査結果通知及びプレゼンテーション実施通知	令和7年8月8日（金曜日）※電子メールで通知
プレゼンテーション実施	令和7年8月29日（金曜日）※予定
最終選考結果通知・公表	令和7年9月中旬
契約締結・業務開始	令和7年10月上旬 ※予定

## 5 参加申込書の提出

### (1) 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない。

- ア 【様式1】参加申込書
- イ 【様式2】参加資格に関する申立書
- ウ 【様式3】会社概要書
- エ 決算書
- オ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書

### (2) 提出場所及び方法

水戸市市民協働部生活安全課（茨城県水戸市中央1丁目4番1号）

生活安全課へ事前に電話連絡の上、提出書類を持参又は郵送により提出すること。

### (3) 提出期限

令和7年7月10日（木曜日）、17時まで

※郵送の場合は、令和7年7月10日（木曜日）必着

## 6 参加資格確認通知書

令和7年7月11日（金曜日）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

## 7 質疑及び回答

本業務及びプロポーザルについて質疑がある場合は、【様式4】質疑書を提出すること。なお、質疑書以外での問合せについては、一切受け付けない。

### (1) 提出場所及び方法

水戸市市民協働部生活安全課（茨城県水戸市中央1丁目4番1号）

生活安全課に事前連絡の上、生活安全課へ持参、郵送又は電子メールにて提出すること。

なお、電子メールで提出する場合、件名は「【会社名】水戸市防犯監視等AIカメラ導入業務委託質疑」とすること。

(2) 提出期限

令和7年6月24日（火曜日），17時まで

※郵送の場合は，令和7年6月24日（火曜日）必着

(3) 質疑への回答

質疑に対する回答は，競争上の地位その他利害を害する恐れのあるものを除き，随時本市のホームページに掲載する。なお，回答した内容は，本実施要領の追加又は修正とみなすものとし，回答に対する問合せ及び異議申立ては一切受け付けない。

## 8 企画提案書等の提出

参加申込書を提出し，このプロポーザルに参加する者は，次のとおり企画提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

ア	企画提案書（任意様式）※1事業者1案とする	10部
イ	企画提案書の電子データ（CD-R 又は DVD-R）	1部
ウ	【様式5-1】費用見積書	1部
エ	【様式5-2】費用見積明細書	1部

(2) 提出場所及び方法

水戸市市民協働部生活安全課（茨城県水戸市中央1丁目4番1号）

生活安全課へ事前に電話連絡の上，提出書類を持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出期限

令和7年7月25日（金曜日），17時まで

※郵送の場合は，令和7年7月25日（金曜日）必着

## 9 企画提案書について

(1) 構成

1	会社概要，実績	会社概要と類似事業の実績を提示すること。
2	受託期間中の実施体制	本業務を円滑に進めるための実施体制に関する考え方と方針について提示すること。
3	スケジュール	事業詳細スケジュールを提示すること。
4	事業内容	事業内容について，必ず，仕様書を踏まえて提示すること。
5	運用保守・サポート	システム等の管理運用・保守，セキュリティ対策等について提示すること。

6	追加提案	本委託料の範囲内で実施でき、業務目的の達成に資すると考えられる企画があれば提示すること。
---	------	--

## (2) 規格等

- ア 様式は、A 3判又はA 4判横、上とじ、文書は横書きとする。また、A 4判を主体とした際のA 3判の挿入も可とする。カラー、白黒は問わない。
- イ ページ数は、50 ページ以内とし、表紙、裏表紙、目次をつけ、表紙、裏表紙、目次以外の各ページには一連のページ番号を記載すること。なお、表紙、裏表紙、目次はページ数に含まないものとする。
- ウ 提案内容は、全て見積金額の範囲内で実施可能なものとし、根拠も含め、できる限り具体的であること。なお、業務委託契約後に提案が実施できなくなった場合は、代替策を実施することで同等程度の効果を得ることとし、そのための追加費用は受託者が負担すること。

## 10 見積書について

### (1) 見積書の作成

【様式5-1】費用見積書に本業務の実施に必要な費用の総額を記載し、その内訳を【様式5-2】費用見積明細書に記載すること。

### (2) 留意事項

- ア この業務の委託料上限額である10,206,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を超えないものとする。なお、この金額を超えた提案は無効とする。
- イ 通貨単位は、円とすること。
- ウ 代表者印を押印すること。

## 11 選定方法

### (1) 評価主体

選定に当たっては、水戸市防犯監視等AIカメラ導入業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、企画提案内容を公正かつ客観的に審査する。

### (2) 評価方法

- ア 参加申込書の提出者を対象に、参加資格確認を経て、企画提案書に関する評価を行う。上位3者程度に対し、プレゼンテーションを実施し、委員会で最高評価を得た提案を行った事業者を契約の最優先候補者として選定する。ただし、各選定委員の評価点数の総計が満点の6割に達しない場合は、最優先候補者を選定しない。（各評価項目については、別紙「水戸市防犯監視等AIカメラ導入業務委託プロポーザル1次審査（書面審査）及び2次審査（プレゼンテーション審査）における評価項目」を参照）
- イ 最高評価を得た事業者が2社以上ある場合は、選定委員の投票により契約の最優先候補

者を選定するものとする。

ウ 参加申込書提出が1事業者であっても、プレゼンテーションを実施し、各選定委員の評価点数の総計が満点の6割以上となった場合、契約の最優先候補者として選定する。

### (3) プレゼンテーションの日程等

ア 日 時 令和7年8月29日（金曜日）予定 ※詳細は別途連絡

イ 場 所 水戸市役所 ※詳細は別途連絡

ウ 参加者 1事業者3名以内（プロジェクトリーダーは必ず参加すること。）

エ 実施時間 40分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答20分）

オ 順 番 企画提案書を提出した順

カ 内 容 あらかじめ提出した企画提案書の内容について説明すること。企画提案書の内容と相違しないよう留意すること。

キ その他 (ア) 説明に必要な機材、備品等は全て提案者が準備する。

(イ) プレゼンテーション時の発言は、断りが無い限り、企画提案内容となる。

## 12 選定結果の通知及び公表

選定結果は、プレゼンテーション参加者に最優先候補者及び次点候補者の名称及び採点結果を文書で通知するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、選定結果に対する問合せ及び異議申立は一切受け付けない。

## 13 契約

### (1) 契約の締結

最優先候補者の決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和7年10月以降に本業務に係る契約を締結する。

ただし、水戸市防犯監視等AIカメラ導入業務委託仕様書に基づく協議により条件が変動する可能性を完全に排除できないため、協議後、協議内容を含めた費用見積書の再提出、確認を行った上で、契約金額を決定する。

なお、本委託業務の全てを再委託することは認めない（企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く。）。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議の上、書面によりその承認を得てから行うものとする。

### (2) 次点候補者との協議

最優先候補者が業務委託契約を締結できない何らかの理由が生じた場合又は協議が整わない場合には、次点候補者と当該委託契約について協議を行う。

### (3) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、水戸市財務規則に定めるところによる。

(4) 契約保証金

契約保証金は免除する。

(5) 支払方法

原則、業務終了後一括払いとする（詳細は別途契約書で定める。）。

## 14 プロポーザル参加に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とし、契約締結後にあつては、当該契約を解除ができるものとする。

ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の利益を図る行為を行ったとき。

イ 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について、相談や開示を行ったとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

エ プロポーザルの評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

オ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある行為を行ったとき。

(2) 著作権

提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市がプロポーザルに関する報告や公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用及び複製することができるものとする。

(3) 複数提案の禁止

プロポーザルに係る企画提案は、1事業者1案とする。

(4) その他

ア 提出された書類は返却しない。

イ 提出期限後における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

ウ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

エ プロポーザルへの参加に要する費用は、全て提案者の負担とする。

オ 提出された企画提案書等は、水戸市情報公開条例（平成13年水戸市条例第4号）に基づく開示請求の対象となる。

カ 提出された企画提案書等は、最適候補者の選定のための書類となる。確定された最適候補者には、契約に向け再度見積書等の提出を依頼する。

キ 本実施要領に規定されていない事項が生じたときは、公平性を考慮の上、適宜本市が判断するものとする。

## 15 担当課及び問合せ先

〒310-8610 水戸市中央1-4-1 水戸市市民協働部生活安全課 担当：石井

電話：029-224-1113 FAX：029-232-9238 Mail：traffic.safety@city.mito.lg.jp